

令和2年2月12日

第31回足立区景観審議会議事録

足立区役所 南館8階 庁議室

足立区景観審議会 会議概要

会 議 名	第 3 1 回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市計画課		
開催年月日	令和 2 年 2 月 1 2 日 (水)		
開 催 時 間	午後 1 時 3 1 分 ～ 午後 2 時 4 8 分		
開 催 場 所	足立区役所 南館 8 階 庁議室		
区長の出席	有 ☒ 無 ☐		
出 席 者	会長 倉田 直道 委員	署名委員 千葉 一輝 委員	浅子 けい子 委員
	岡安 たかし 委員	さの 智恵子 委員	土屋 のりこ 委員
	長澤 こうすけ 委員	村田 雅利 委員	齋藤 きよみ 委員
	山屋 昭夫 委員	乾 雅榮 委員	工藤 康浩 委員
	砂原 桃子 委員	今井 和江 委員	
欠 席 者	鈴木 誠 委員	松下 希和 委員	海老沼 孝二 委員
	窪田 数夫 臨時委員		
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 長谷川 勝美 幹事	都市建設部長 大山 日出夫 幹事	市街地整備室長 佐々木 拓 幹事
	みどり公園推進室長 臼倉 憲二 幹事	建築室長 成井 二三男 幹事	

	そ の 他 区 関 係 職 員		
	企画調整課長 犬童 尚	まちづくり課長 稲本 望	みどり推進課長 小林 裕幸
	事 務 局		
	都市計画課長 中村 博	都市計画係長 大田 和弘	景観計画係長 山下 栄一
	景観計画係 主任 石原 希	景観計画係 主任 阿部 頼子	景観計画係員 神田 恒平
	景観計画係員 三好 健斗		
資 料	・第31回足立区景観審議会（令和2年2月）次第 ・第31回足立区景観審議会 委員名簿 ・第31回足立区景観審議会 座席表 ・第31回足立区景観審議会（令和2年2月）議案書 ・第2号議案説明資料1 足立区景観計画改定スケジュール及び検討内容（案） ・第2号議案説明資料2 足立区景観計画の体系（案） ・第31回足立区景観審議会（令和2年2月）報告書 ・報告1－1説明資料 文教大学東京あだちキャンパス計画 ・報告1－2説明資料 西新井一丁目新築工事 ・報告2－1説明資料 （仮称）三井不動産ロジスティクスパーク川口 新築工事竣工報告資料 ・報告2－2説明資料 花畑団地K1街区施設計画（本社ビル）景観資料		
そ の 他	傍聴人：有・無 （ 1人） その他の参加者：有・無		

(審議経過)

○中村都市計画課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、第31回足立区景観審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会を務めます都市計画課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、鈴木委員、松下委員、海老沼委員、窪田臨時委員は、所用により欠席となっております。そのほかの委員も、諸事情により遅れて到着するというのも伺っております。

初めに、審議会の公開についてご案内させていただきます。本審議会は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては、区のホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

次に、モニター・マイクの使い方についてご案内いたします。本日の説明は座席のモニターと、配付させていただきました紙の資料を併用してご説明いたします。モニターが見づらい場合には、お手元の資料をご覧くださいようお願いいたします。

また、皆様の席上のマイクでございますけれども、ご発言の際にスイッチを入れていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これからの議事進行につきましては倉田会長をお願いいたします。倉田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思いますが、本日の議事録署名人は私と千葉委員が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○中村都市計画課長 まず、本日の審議会のご送付が1週間前になってしまいましたこと、また2回に分けてのご送付になってしまったということをおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。次回は早目に資料をお届けするよう準備をまいりますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず1つ目、次第でございます。

2点目、名簿でございます。

3点目として、座席表でございます。

二度目にご送付させていただきましたけれども、A4横の一つづりの議案書。

審議案件説明資料といたしまして、右上に「第2号議案 説明資料1」とあるA4の資料でございます。

それから、「第2号議案 説明資料2」とあるA3の資料が1枚でございます。

また、A4一つづりの報告書。

報告案件資料といたしまして、右上に「報告1-1」とあるA4とA3一つづりの資料でございます。

「報告1-2」とありますA4とA3一つづりの資料でございます。

「報告2-1」とございますA3一つづりの資料でございます。

「報告2-2」とありますA3一つづりの資料でございます。

以上を事前にご送付させていただいております。

また本日、当日差し替え資料としまして、座席表を机の上に置かせていただいているところでございます。

以上が本日の資料でございます。資料のご不足はございませんでしょうか。もしご不足の資料がございましたら、事務局までお申し付けください。

さらに参考資料といたしまして、景観計画等をとじ込んであります紺色のファイル、それから景観ガイドラインをとじ込んであります黄緑色のファイルを席上にご用意してございます。参考資料につきましては、必要に応じてご参照ください。

資料の確認については以上でございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局より本日の出席定数のご報告をお願いいたします。

○中村都市計画課長 本日、定数18名のところ14名のご出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○倉田会長 それでは続きまして、本日の議題について事務局より説明をお願いいたし

ます。

○中村都市計画課長 本日の議題でございますが、審議案件が1件、それから報告事項が2件でございます。

審議事項につきましては、第2号議案「足立区景観計画の改定について」でございます。

報告事項につきましては、報告1としまして「景観形成調整部会における審議結果について」、報告2としまして「事前協議案件の工事完了について」でございます。

事務局からは以上でございます。

○倉田会長 それでは、次第1「審議」に入りたいと思います。

第2号議案「足立区景観計画の改定について」の説明を都市計画課長よりお願いいたします。

○中村都市計画課長 それでは私から、第2号議案「足立区景観計画の改定について」、ご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料では、議案書の1ページになります。

提案理由でございます。策定から10年目を迎えた足立区景観計画の改定に当たりまして、足立区景観条例第9条第2項の規定に基づき、足立区景観審議会の意見を聞くため提案するものでございます。

平成21年5月に策定しました足立区景観計画は、策定から5年間を計画期間とし、5年おきに見直し検討を行ってまいりました。平成26年度の見直しの際には計画期間を延長し、景観法の条号ずれなど、一部の時点修正を行っております。

このたび、令和元年に計画策定より10年目を迎えるに当たりまして、現景観計画の実施状況を検証しまして、景観計画推進部会からのご意見をいただきながら改定作業を進めているところでございます。

つきましては、令和2年度の改定に向けて、景観計画の体系につきまして、足立区景観審議会に意見を求めるものでございます。

本日は、改定のスケジュール（案）及び景観計画全体の体系（案）について、ご審議いただきたいと思いますと考えてございます。

それでは、お手元の右上に「第2号議案説明資料1」と記載されておりますA4の資料をご覧ください。景観計画改定の検討スケジュール（案）でございます。

前回、第30回景観審議会でご報告させていただきましたスケジュールから、変更させていただきたいと考えてございます。

景観計画改定の時期を2カ月ほど延期させていただきたく、今後のスケジュールをご説明させていただきます。

本日の審議会の後、景観計画推進部会で2回、景観計画改定（案）につきましてご審議いただき検討を進めまして、パブリックコメント（案）について、7月ごろに景観審議会でご審議いただきたいと思いますと考えてございます。

その後、景観計画改定（案）のパブリックコメントを8月ごろに1カ月間行いまして、10月の推進部会で区の考え方を整理した上で、足立区都市計画審議会において、ご意見をいただく予定でございます。

また、11月ごろ景観審議会でもパブリックコメントの報告を行うとともに、都市計画審議会の意見を踏まえた改定（案）として最終的な取りまとめを行いまして、令和2年12月ごろの景観計画の改定を目指したいと考えてございます。

続きまして、お手元の資料、右上に「第2号議案 説明資料2」と記載されたA3の資料をご覧ください。

ご説明の前に、資料に脱字が1カ所ございました。資料の一番下でございます。「進管理」のところの「部会における施策評価」のところ、「（仮称）景観計画評価部会」とすべきところを、評価の「価」の字が落ちてしまっております。申しわけございませんでした。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

前回の景観審議会以降、景観計画推進部会で3回、景観計画の体系についてご審議いただきました。本日は、景観計画の体系の全体像につきまして、「景観計画の体系（案）」でご説明させていただきます。

足立区景観計画は、景観法に基づく法定計画であるとともに、足立区基本構想・基本計画及び足立区都市計画マスタープランに基づく、まちづくりに関する分野別計画の1つに位置づけられております。

資料の上段でございます。足立区基本構想の将来像であります「協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立」、都市計画マスタープランの目指すべき姿である「協創力でつくる 安全で活力と魅力あ

ふれるまち 足立」の理念を踏まえまして、景観計画の目指すべき姿の案を「魅力ある足立らしい景観でつくる 親しみを感じる住環境と心豊かな暮らし ～ともに創る 暮らしのまち足立の景観～」としております。

現計画では、景観形成の目標として「潤いや親しみがあり、生き生きとした暮らしができる、魅力と個性のある景観」を景観形成の目標に掲げています。改定案では、都市計画マスタープランの「安全で活力と魅力あるまち」を景観の面から実現していくために、「親しみのある住環境」「心豊かな暮らし」で、活力、魅力、安全につなげていく、そして足立区の景観の特徴である「暮らしのまち」をともにつくっていくことを目指すべき姿の案として掲げているところでございます。本日は、この「景観計画の目指すべき姿」についてもご意見をいただければ幸いです。

続きまして、資料の上半分に「景観法・足立区景観条例に基づく長期継続的な施策群」といたしまして囲われた水色・緑色・黄色で色分けした3つの施策群と、その中心にだいたい色の「連携・協創」の図がございます。

水色で示した施策群1「保全・活用」、緑色で示した施策群2「地区レベルの景観形成」、黄色で示した施策群3「規制・誘導」及びそれらを推進するための手段として必要となる、だいたい色で示した「連携・協創」は、現計画からも継承されるべき景観計画で基本的に継続して取り組んでいくものと考えてございます。

また、各施策群は相互に関連してございます。例えば施策群1の「保全・活用」と施策群2の「地区レベルの景観形成」は、点的・線的な景観資源を生かして、面的な景観形成地区や特別景観形成地区の景観形成に広げていくために連携させるなど、関連がございます。

こうした長期継続的な施策群のもと、平成21年の景観計画策定からこれまで長期継続的に行ってきました景観行政の取り組みを振り返りまして、それぞれの施策群ごとに成果と課題をまとめているところでございます。

まず、施策群1の「保全・活用」でございます。

成果の「足立・まちの風景資産」のリストアップとは、現状変更に関する制限を伴わない制度といたしまして、区独自の重要な景観

資源を指定していこうということで、そのための候補を抽出するための作業をしたということでございます。

課題の「景観重要公共施設を活かせていない」ということにつきましては、圀川ですとか見沼代親水公園、葛西用水親水水路などの景観重要公共施設の周辺での建築計画等の際に、既存樹木の保全あるいは水路と一体となった緑化の推進など、届出などを通じた景観重要公共施設を活かしたまち並みの景観誘導が、まだ十分とは言えていないという状況でございます。

次に、施策群2の「地区レベルの景観形成」の課題としまして、言葉だけではわかりにくい景観形成の方針、あるいは景観形成のための基準を、写真やイラストなどの事例集でわかりやすくイメージを共有化するなどの仕組みが不足しているところでございます。

施策群3の「規制・誘導」では、成果としまして、届出や事前協議により、景観誘導の継続をしてきたことで、事業者によって建築計画への反映には差があるところがございますけれども、景観形成基準に基づいて定量的な色彩基準等への配慮など、最低限の配慮はされるようになってきているところでございます。

課題としまして、外壁にアート作品を描くなどのデザインの多様化ですとか、あるいは技術革新に伴うLED広告やプロジェクションマッピング、あるいは窓内の広告などへの対応が十分し切れていないというところが現状でございます。

今回の改定の視点としましては、これら3つの施策群を強化・継続していくこと、そしてPDCAサイクルによりまして、目に見える形で成果を検証、評価・改善していくことの2点でございます。

そこで、3つの施策群ごとのこれまでの課題を踏まえまして、「景観形成推進のための短・中期の具体的施策」を抽出いたしました。今後、各施策の具体的な取り組みを検討していきたいと考えてございます。

例えば施策群1では、景観重要公共施設を整備・管理する関係機関や部署と連携して、景観重要公共施設の特徴を活かした周辺のまち並みを誘導するための具体的な取り組みを検討していきます。

施策群2につきましては、特別景観形成地区のまちづくり組織などに、専門家を派遣し

技術的な助言をすることなどにより、景観形成の意識を高め、まち並み保全につなげるなどの取り組みを検討してまいります。

また、施策群3は、最低限の色彩基準だけではなくて、1つの建築計画が地域の景観形成へと広がっていく、景観の質を高める景観誘導の取り組みを検討してまいります。

これら3つの施策群の施策を、足立区の景観の魅力を情報発信し、区民・事業者・関係機関の連携・協創により推進してまいります。

そして、進行管理としましては、年度ごとに進捗管理、実績を確認してまいります。また、施策評価のための部会の設置を検討いたします。改定から5年後の令和7年度には中間検証を行いまして、必要に応じて計画を見直してまいります。

本日お示ししておりますのは、足立区景観計画の体系（案）となります。今後、景観計画推進部会におきまして、さらに具体的な施策の掘り下げを行いまして、次回の景観審議会では、パブリックコメント（案）についてご審議いただきたいと考えてございます。

以上で第2号議案「足立区景観計画の改定について」のご説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明がございました議案につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。はい、どうぞ。工藤委員。

○工藤委員 工藤です。よろしくお願いいたします。

まず、ちょっと質問というか、教えてもらいたいことが1点と、それに基づいた質問をさせてもらいたいのですけれども。8月ごろにパブリックコメントを求めるかと思うのですけれども、この条例上というか、法的な根拠、パブリックコメントを求める根拠というのは何に基づいているのか、まず教えていただきたいです。

○長谷川幹事 まず大もとの根拠は、足立区に自治基本条例というのがございまして、その中に、重要な計画等については広く意見を求めるということでパブリックコメントが記載されております。ただ、その具体的な実施に当たっての詳細の規定が何かというのは、今ちょっと事務局のほうで出ないのですけれども、大もとは足立区の自治基本条例の

中に記載されているということでございます。

○工藤委員 わかりました。別に否定するわけでも何でもなくて、次に質問させてもらいたいものの意味づけをしたかったのですけれども、区民や事業者が公共施設等の重要性を認識するとか幾つかあって、最後のところで「連携・協創による施策の推進」で、「区民・事業者と景観をともに創る」、これは当然のことなのですけれども、パブリックコメントというのはどうしても、私もよく出すのですけれども、なかなか多くの意見は集まらないし、非常に希薄な印象を持っていまして、この景観の重要性というのはもっともっと広めていく必要があるのではないかなというふうに、推進委員とかやらせていただいて考えているところなのですけれども、このパブリックコメントにそういう法的な根拠づけがあるとするならば、もう一步、区民・事業者を巻き込んだ景観条例の重要性だとか、区が今やろうとしている施策の方向性だとか、そういうものをもう少し区民レベルで広める活動を、もう一步突っ込んでいっていただきたいというのが私の意見です。質問になっていないですね。意見です。すみません。ありがとうございます。

○中村都市計画課長 まさにおっしゃるとおりなのだと思います。景観をつくっていくということについては、足立区だけでできるものではありませんし、区民の皆さん、事業者の皆さんが共通の認識を持っていただくということが大切なのだと思います。

その上で連携・協創というところは、今つくるところもそうですけれども、景観計画を改定した後も、具体的な取り組みですとか、そういったものについては、連携・協創というのは、まさに大切なものですので、そういったところを意識しながら、具体的な取り組みにつなげていきたいと考えております。

○工藤委員 ありがとうございます。区のほうでも、ほかでもいろいろな、例えば、庁舎ホールを使用するとか、あちこちで区民を巻き込んだワークショップ的なものとか、勉強会みたいなものとか、まち歩きみたいなものでもいいと思うのですけれども、一通りのものをやっていくというのは重要なのでしょうか、そこにやはり親しみやすさみたいなものの工夫をどこかで取り組んでいたいただきたいというのが要望です。ありがとう

ございます。

○倉田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○さの委員 さのでございます。

今後、景観計画が10年で見直されるということでございますが、SDGsの視点ということで、11に「住み続けられるまちづくり」という項目もございます。そのような視点では、どのようなことを組み込んでいくかというか、ぜひ組み込んでいってほしいなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○中村都市計画課長 SDGs、環境ですとか、あるいは資源の面ですとか、そういったこともやはり景観にかかわってくるところでございます。直接的、間接的にかかわってくるところはあるかと思しますので、施策ですとか、あるいは具体的な取り組みといったものにも、そういった視点も持ちながら検討してまいりたいと考えています。

○さの委員 ぜひよろしく願いいたします。

もう1点でございますが、下のほうなのですけれども、施策群2で「地域の個性を活かしたまち並みをつくる」ということで、「特別景観形成地区のまち並みを保全するしくみ」ということでございまして、今後、この特別景観形成地区に指定されております西新井大師の区民事務所等の建替えもございます。そういう構想等については、かなり配慮がされているかと思うのですけれども、この「まち並みを保全するしくみ」というのもございますし、また上には「地区の景観づくりに気軽に参加できるしくみの構築」というのもございますが、今後例えば西新井大師の建替えについての「まち並みを保全するしくみ」については、どのようにお考えでしょうか。

○中村都市計画課長 西新井大師地区につきましても、特別景観形成地区は、オール足立とまた違った景観の基準を設けて景観誘導をしているところがございます。もちろんそれだけではなくて、そういった基準の中身につきましても、あとは具体的な、どういうまちをつくっていくかということについては地域の方、区民の皆さん、事業者の皆さんと同じ認識を持つということが大切だと思いますので、そういった基準についても、なかなか言葉だけでわかりにくいところも

あります。そういったものを具体的なイメージで伝えていくとかの工夫、仕組みづくりもしていきたいと考えています。

○倉田会長 ほかにいかがでしょう。どうぞ、浅子委員。

○浅子委員 区議会議員の浅子です。

景観というと、ちょっと漠としていて、今までよくわからないなという感じがしたのですね。ここにも「保全・活用」などで、「景観資源の価値や魅力を認識するきっかけ作りが不十分である」とか、「連携・協創」では「景観行政団体と情報共有する体制が不足している」とか、いろいろ書かれていまして、まだまだ地域の方が一緒にやっていくというか、景観という角度で見ていくというのは、まだまだ弱いのかなと思います。

先日の景観審議会でも北千住のイトーヨーカ堂のことが出まして、改めて私も見てきました。確かに以前と比べると、非常に周りもきれいになっていて、景観的にもよくなっているのだというのを、ここで話が出て私も改めて認識をしたということなのですけれども、下のほうに「連携・協創による施策の推進」というのがありまして、これが重要だと思うのですけれども、1つ目に「景観の魅力を普及啓発し、連携するひとをつくる」とありますが、具体的にはどういうことなのでしょう。

○中村都市計画課長 景観をつくる担い手というものについては、多くの方々の協力が必要になってくるかと思えます。もちろんこれを、我々景観の担当だけではなくて、庁内の認識もそうですし、区民の皆さん、地域の皆さんが同じように、今の千住の例もございましたけれども、個となる建物だけではなくて、その周辺がまた良いまち並みになっていくというような思いを共有していくというところは、お一人お一人の力というか、そういうものを醸成していくということが大切なのだと思います。そのためには、どういう目標を持っていくのかというところを共有していくことが大切だと思いますので、この景観計画の中での施策などにも、そういったものも盛り込んでいけたらなと考えてございます。

○浅子委員 ちょっと漠としている感じがしますけれども、こういうものを地域に普及しながら、やはり関心のある方とか、NPOでまちづくりに対しての考えを持っている

団体もあるかと思いますが、そういう方々を発掘していくというようなこともあるのかなと思います。

それと、「区民、事業者と景観をともに創る」ということがあるのですけれども、これは実際にはどのようにやっていくことで、ともにつくることになると思っているのでしょうか。

○中村都市計画課長 いろいろな場面、場面があるのだと思います。例えば、今、規制誘導の中で、届出あるいは事前協議の中で協議をさせていただくというものもございます。この中では当然、事業者もそうですし、建築主さん含めて区民の皆さんと協働している、協創しているところはあるかと思います。また、地区レベルのところではいきますと、地元の協議会というところと、景観づくりについて共通認識をしていくというようなところもあるのだらうと思います。いろいろな場面で考えていきたいなと考えております。

○浅子委員 今までもというか、ここにもこれからの方向としても出ていますけれども、どんなまち並み、どんなまちづくり、景観にしていくのかというのを多くの方に、広報とか、その地域の方にお知らせという形で、大いに周知もしていただいて、それによって地域の方も、自分のまちのこのところが、このような景観をつくろうとしていて、私はこういう意見を持っているとか、パブリックコメントでその意見というのは反映されるのかとは思いますが、ぜひ多くの住民の方と一緒に景観をつくっていただきたいと思います。

○中村都市計画課長 今まで、どちらかというと受け身的なところがございました。もっともって足立区のいい景観資源を発信したりですとか、逆に区民の皆さんから、こういう良い場所があるよというような情報をいただいたりですとか、そのような取り組みを少しずつ地道に重ねていくということも、いろいろ共感を生んでいただくということにつながるかと思いますので、そういったことについて検討し、実施していきたいと考えてございます。

○倉田会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○砂原委員 砂原です。

景観計画推進部会でこれらについて議論をさせていただいてきた立場から、今の皆さ

んのご意見を伺って、私もちょっとお伝えしたいなと思った点があるのですけれども、今日ここに来る前に、どんな議論になるのかなと思って、景観って難しいなと思っていて、ちょっとそのときに思ったのが、例えば子どもたちが合唱するとか、オーケストラで演奏するといったときに、演奏したり歌ったりするのが皆さんの暮らしぶりだったり、生活していると思うのですけれども、景観って、その器をつくるというか、形をつくるというところで、どうしても直接的に暮らしがよくなるというような、福祉とか教育とか直接的に手を加えるようなところではなくて、ちょっとイメージしたのが指揮者。指揮者が例えば事業者さんだったり、指導する行政の方だったりするなと思うのですけれども、今この施策であつたり、計画というのは、指揮者がどう能力を高めていくのかとか、指揮者の方に、目の前にあるスコア、楽譜をお伝えするのか、どう棒を振るといいのかというのを皆でどう考えるのかという、二人羽織のような、なかなか難しく、それだから皆さんの興味、区民の方たちの多くの興味をなかなか得られないなと私も思っていました、今日、皆さんからご意見が出るのが、そこに多く集中するということでした。この後も会長などからもあるかもしれませんが、計画検討にかなり時間を費やし、かなり事務局の方もご苦労されていて、それはまだ枠組みというか、柱立て、このA3で今日お示しされているもの、私は前回議論させていただいたときより、すごく整理されていて、わかりやすくなったなと思っていて、今日皆さんから聞いたようなお話も受けて、施策についてまたさらに議論をしなくてはいけないのだなと改めて思ったのですけれども、その中でも、計画検討のほうの部会では、どんなふうに皆さんに普及していくのかという話については、まだちょっと突っ込んだ話ができていないなと思いますので、なかなか難しいなと思いながらも、例えば今私が思うのは、まち中でちょっと明るい色の建物を見たときに、子どもとか周りの人と、「この色ってどう思う？」みたいな話を私は常にしていたのだろうかとか、「この木の植え方の50cmの使い方って、ちょっと工夫されているのだけど」みたいな話を自分の子どもとしていたかなとか、そのような視点から私も考えていきたいなと思いますし、また皆さんからもいろいろご助言いた

だきたいなと改めて思いました。単純な感想みたいで申しわけありませんけれども、以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

もしあれでしたら、千葉委員から、景観計画推進部会に参加されていたので、その辺の議論の様子を少しお伝えいただければ、事務局の説明を補足することになるかと思うのです。

○千葉委員 千葉です。よろしくお願いします。

今回この改定ということで、いろいろ議論しているのですけれども、もともと10年間やってきたものがあって、それにいろいろと、今回随分と張り切って、新しい考え方とか、そういうものを盛り込もうとしたところで、調整が少し難航したままやっているのですが、今日、説明資料2を拝見して、随分とこの辺のすり合わせが進んできているのだなということで、ちょっと安心しているといえますか、そのような段階なのですか。具体的な細かいところはこれから、いかようにもと言ってはおかしいのですけれども、進められるのですが、こういった骨組みのあたりが一番理解を得るには重要なところなものですから、こうやっていろいろ議論していただくのは大変ありがたいですね。一般区民の人が読んだら、あるいは事業者が読んだときに、わかりやすく、やる気になるような、そのようにもっていきたいと思っていますので、もう少しその方向で進めますし、あと、やはり皆さんから出ているように、なかなかなじみにくい、わかりにくいみたいな面がありますので、その辺はまたこれから部会のほうでも力を入れて、ちょっとその辺の議論を進めていきたいと、そのように考えております。

○倉田会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、土屋委員。

○土屋委員 土屋です。

施策の展開の3のところ「屋外広告物の規制誘導を強化する」ということで書かれています。これはぜひお願いしたいと感じている点でして、1つ伺いたいのが、例えば区としても、区の政策なり、さまざまな点での広告物も掲載されているかと思うのですけれども、そういったときに庁内で、では北千住にバナーを出す場合、どういった色合いにするのか、景観になじむようにするのか、

誘導していくといった意味で、そういった議論というのは、庁内においてはされたりするのでしょうか。

○中村都市計画課長 広告についての庁内での議論というところでございますけれども、そういったところについても、まだ不十分なところはあるかと思います。それぞれの場所、場所で、どういうものがあるのかということもあるかと思ひますし、大きさ、あるいは表示をする内容についても、連携をしながらやっていく必要があるのだろうなと感じております。

○土屋委員 思ったのが、今、北千住に刑法犯認知件数のバナーが毎回出ているかと思うのですけれども、たまたまぱっと見たときに違和感を覚えて、ちょっと色合いが合っていないなというか、その後ろにある、北千住というのは足立区のせつかく、住みよいまちというか、顔になりつつあるところなのに、ぱっと見たときに、消費者金融とかいうような広告に合うようなというか、そちらのトーンと合った形のバナーが出てしまっていて、ちょっと違和感があるなということを感じたので、なかなかこういったまち中の広告物、民間のものといったときに、規制しづらいところがあるのはあるのですが、そういうところで行政が積極的に、「こういった色合いで」というか、「こういうものがあるよ」という形で誘導するというか、そういう意味でもぜひリーダーシップを発揮していただきたいという意味で、まち中、とりあえず北千住とかに掲載するものについては、庁内でも景観に合うようにというか、どのような景観に誘導したいのかという目的意識を持っていいただければなということを思ひます。

○倉田会長 よろしいですか、事務局。

○中村都市計画課長 ご意見をいただいたところにつきましても、庁内、また事業者の皆さんにも、きちんとお示しできるようなものを、きちんと検討していきたいと考えます。

○岡安委員 岡安でございます。

この説明資料2の右上のところに四角で「既存の景観資源の保全・活用と新たな景観の形成」ということで、例えば重要建造物とか重要樹木ということで書いてあるのですけれども、21年に策定したこの景観計画の中でも、箇条書きみたいに、重要建造物はこうです、樹木はここですみたいなのが探し切れなくて、ところどころにちりばめられてい

るのかもしれないのですが、これは一覧表であるのですか。

○中村都市計画課長 景観重要建造物、それから景観重要樹木につきましては、景観法で定められているものですが、足立区は今これを指定しているものがございません。結局これを指定するには、指定した後の現状変更とか、そういうものが非常に厳しい部分もございます。その前段階として、そういった規制を伴わないものとして、足立区の風景資産というような形でピックアップをして、位置づけをしていけないかということを検討してきたというところがございますけれども、それが地域の皆さんと議論をした中で、今後はきちんと位置づけていくということも、この10年間では大きな課題になってくるところなのだろうと認識しております。

○岡安委員 この四角の中を見る限り、もう既にあって、そういうところとの景観と新しいものとを融合していくという意味合いでもとれたのですが、今の説明ですと、それが今ないのであれば、ここをもうちょっと詳しく書かないと誤解するかなと思うのですね。今こういうのはないけれども、新たにそういう景観を形成していくという意味で、ここに書いているのかなと思うのですね。わかりました。そこはわかりやすいように書くか、もしくは口頭でも説明を入れるなど、これからパブリックコメントをとるときも、わかるようにしていただければと思うのですね。

それともう一つは、先ほど何人かの委員からもお話があったとおり、なかなか難しい、理念というか、概念みたいになっているところもあって、ご案内のとおり、今、足立区はエリアデザイン計画で、議員のほうでは特別委員会も設けて、大きな開発地域にエリアデザインということでさまざま議論しているのですが、景観という視点はあまり委員会の中でも出てこないなという気はするのです。二の次、三の次であってもいけないのだろうし、かといって例えばですけども、緑が多いのがいいのか、商店街みたいに活性化した形がいいのかとか、古きよきまちがいいのか、新しいまちに変わっていくのがいいのかというところでは、本当に100人いれば100人の考え方があって、なかなか難しいのだろうなと思うし、だからこそういう一定の基準とか方向性を示しているのでしょうかけれども、この言葉も、とる人は百人百様では

ないかなというところもあるのですけれども、足立区としては、何というのでしょうか、新しいまちを形成するところにはにぎわいを求めたり、駅前には閑散とした——閑散ではないですね、申しわけございません、落ちついた住宅街よりは、にぎわいがあるまちを駅前とかには望んでいるのかなとは思いますが、一つの柱というか、一定の方向性として、緑はこれだけつくらなければいけないとか、そういう法律的に守らなければいけないものもある一方で、どんどん変わっていく、例えば北千住であれば、東口も西口もものすごく変わっています。私は北千住出身なものですから、昭和40年代、50年代から比べると、大分まち並みも変わってしまって、道路の幅は変わらなくても、店舗が変わっていたり、セットバックしてちょっと変わっていたり、ちょっと変わってしまったなという、昔の落ちついた感じのほうよかったなというのもあったり、その辺はどういう……。何というのでしょうか、方向性として、大きなターミナル駅の近くはこのようにするとか、住宅街はこのようにするとか、ここを読んでいると、漠然としていて、そういうのもあまり見えてこないのですけれども、方向性ってあるのですか。

○中村都市計画課長 前提として理念というようなお話もありましたけれども、景観形成の方針ですとか、あるいはゾーンごとですとか、軸ごとですとか、あるいは駅前だとか、そういった方針としては景観計画の中では位置づけております。ただ、あくまで大きな方針でございますので、具体的に例えば、先ほどの樹木はどのぐらいのものにするですとか、あるいは商店街であれば高さはどのぐらいにするだとか、そういうところは具体的にどこまでルールづくりをしていくのかというのは、それぞれの場所での同意の中で決めていくという形になりますので、具体的な中での基準というものでは、オール足立というものになっているというのが現状でございます。

○岡安委員 最後にします。道路一つとっても、カラーアスファルト舗装で統一したまち並みをつくっている市とか町もあるし、ブロック舗装にするのか、アスファルトにするのかでも大分見えた目、景観は違いますね。ここは建築あるいは政策経営とか、いろいろ打ち合わせしながら進めなければいけないと思

うのですけれども、恐らく「道路のここを補修してよ」と言えば、工事課が出ていって、先ほど言ったブロック舗装なんかは、ところどころがパッチワークみたいにアスファルト舗装になってしまうのです。決して見た目はきれいではない。こういったところは、統一的にこのようにすべきだという方針があったほうが良いと思うのですけれども、いかがですか。

○中村都市計画課長 おっしゃるとおりなところだと思います。今のインターロッキングの件もありますけれども、例えば街路樹にしてもそうです。道路のつくり方として、歩道のつくり方もそうなのだろうと思います。そういったところについて、まだまだ連携が足りない部分もあるかと思っています。景観の面からも、少し意識を持っていただくという面も含めて、庁内の連携、意識づけをしていくということが、まず大切なのかなと考えてございます。

○倉田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○工藤委員 すみません、もう1点。工藤です。

私も景観形成調整部会を長年やらせてもらって、非常に大きな課題になっているのが、例えば都営団地の建替え問題。当然、景観条例上の審議をするのですけれども、景観条例だけではなかなか事が進まない。やはりいろいろなものが絡んできて、先ほどの緑の話もそうなのですけれども、それよりも暮らしぶりというか、そのまちの中で団地がどうあるべきかみたいな、べき論も含めた、景観条例の枠組みを越えたところで実は意外に課題があって、結局景観条例だけでは太刀打ちできないねという話がいっぱい起きてきているのかなと。いわゆる複雑系になっていると。今この体系（案）を見ますと、勉強不足なのですけれども、景観条例以外の条例だとか関連法令と、どういう連携をとっていいのかというような相関図的な関係性というの、やはり整理しておかないといけないのかなと。そういうものもきちんと、我々委員も含めて、行政側・区民・事業者が体系的に、連携的に、それを把握しながら、こういうことをやるにはこういう条例が関わるよねとか、特に都営団地の建替えなどというのは、まさに都との話になるので、足立区だけの問題ではないというようなところで、そこら辺の整

理も、大変でしょうけれども、つけ加えていながら整理をしていただきたいと思いますという意見です。

○中村都市計画課長 おっしゃるとおり、いろいろな条例もそうですし、計画もそうです。景観という面でいろいろなところに関わってくるというのが、まさに実態だと思います。横の連携といいますか、そういったものについても整理をしながら進めていきたいと考えてございます。

○倉田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○乾委員 観光交流協会のほうから出ております関係上、西新井大師の周辺のことにつきまして大変関心がございます。観光資源の少ない足立区において、西新井大師周辺は、とても大切にしたいところで、今度新しく門前の目の前のところが建替えになるということで、そこの建物については、これからの門前のモデルになるように建てていただきたいなと思うのです。そのうち今あるところの建物も建替えの時期がくるでしょうし、そのモデルになるような、せっかく新しいものができるので、良いものができるように、色彩に関してもしっかりとやっていただきたいなと思っています。

○中村都市計画課長 西新井大師につきましては、昨年の7月から新たに条例を施行しまして、地区独自の基準で誘導していくという形でスタートをしております。今日、この後ご報告させていただきますけれども、1件、門前の計画が、これは調整部会のほうでご意見いただいて、ご審議いただいたものでございますけれども、和風を意識したつくりということで、当初の案から事務局と協議をさせていただきながら、委員の皆さんからの意見をいただいた中で、一つ、和風づくりという面でのご配慮をいただいている案になってきたのかなと考えてございます。ですので、今後こういったもののつくりを、ほかの場所でも同じようなものをイメージとして広げていくようなことを事業者の方に伝えていきたいなと考えているところでございます。

○倉田会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、この件につきましては引き続きご審議いただくことになっていきますので、本件については、このあたりで審議を先に進めたいと思います。そういうことでよろしいで

しょうか。

これにつきましては、先ほどもちょっとお話がありましたように、景観計画推進部会でもさらに踏み込んだ議論を進めてまいりますので、そういう点でまた審議会の委員の皆さんからもご意見がございましたら、ぜひ事務局にお伝えいただければと思っております。

それでは、第2号議案につきましては以上といたします。

続きまして、次第2の報告に移りたいと思います。事務局より報告についての説明をお願いいたします。

○山下景観計画係長 都市計画課景観計画係長の山下でございます。座らせていただきます。

初めに、報告1の「景観形成調整部会における審議結果」について、ご報告させていただきます。

お手元の報告書の1ページをご覧ください。

足立区では、区景観条例に基づく大規模建築物の建築等の事前協議及び開発地区内の個別建設事業に当たりまして、景観形成調整部会において意見聴取を行い、良好な景観誘導を行っております。

今回、協議が完了した2件について、その概要をご報告いたします。案件概要については、報告書2ページに記載がございます。また報告書10ページには、協議した案件の位置を示してございますので、あわせてご確認をお願いいたします。報告案件における調整部会の意見と事業者からの回答内容につきましては、お手元の報告書3ページから7ページに記載してございますが、ご報告はA4とA3を一つづりにホチキスどめしている資料で、ご説明させていただきます。

それでは1件目、報告1-1「文教大学東京あだちキャンパス計画」について、ご報告いたします。お手元の資料、A3とA4を一つづりにしております「報告1-1」と記載した資料をご覧ください。

本件は、花畑地区景観ガイドライン内において、高さが15m、延べ面積が1,000㎡以上の建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第24条に基づきまして、開発地区内の個別建設事業の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただきまして、協議が完了したため、その内容に

についてのご報告でございます。

それでは、報告1-1のA3の資料をご覧ください。

2ページ目が敷地の概要でございます。本計画地は足立区の北部、花畑地区景観ガイドライン区域内で、毛長川の河川敷沿いに位置しております。

3ページ目は、事前協議当時の現況写真でございます。

4ページは、計画地の特性でございます。本計画地は、花畑団地、毛長公園、花畑記念庭園「桜花亭」に近接しております。

5ページ目が本計画のコンセプトでございます。「緑に映える暖かみのある外装」、「学生の賑わいを表し緑を映し出す透明性を高めたファサード」、「木立と呼応する縦基調の立面」の3点をコンセプトとしております。

6ページ目は、配置図でございます。敷地内には、教育・研究棟や図書館棟などの6棟の校舎と、中央部や南部、北西部に広場が設けられております。

7ページは、部会意見によりご提示いただきました駐輪場の計画でございます。駐輪場は敷地西側に設置され、左下のように、敷地外からは樹木により見え方について配慮いただいております。

8ページ目は、立面図でございます。建物の大部分が無彩色を使用した落ちつきのある外装でございます。

9ページ目は、イメージパースでございます。

10ページと11ページは、外構計画図でございます。敷地全体として四季を感じられる植栽計画となっております。

11ページには、部会意見を踏まえて、南東側のコミュニティガーデンについて、花畑公園と呼応する春の庭として、梅や桜の植栽についてご提示いただきました。

12ページは、外構照明の考え方を示しております。夜間動線の安全性を高めつつ、大学や地域にとって安心感を演出する外構照明計画としております。

以上、部会意見も踏まえて、一定の対応がなされたと判断し、平成31年2月に事前協議を完了いたしました。

報告1-1については以上です。

続きまして2件目、報告1-2「西新井一丁目新築工事」について、ご報告いたします。

お手元の資料、A 3、A 4を一つづりにしております「報告 1－2」と記載した資料をご参照ください。

先ほど乾委員からもご意見をいただきました案件でございます。本件は、特別景観形成地区、西新井大師地区内において、計画地が門前エリアに位置しまして、特定建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第 20 条に基づく大規模建築物等事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただきまして、協議が完了いたしましたため、その内容についてご報告するものでございます。

A 3 資料の 1 ページ目は、案内図及び計画概要でございます。本計画地は、足立区の西部、区を代表する名所西新井大師地区の南側の参道、門前通りに面してございます。

西新井大師地区は、平成 31 年 4 月に特別景観形成地区に指定され、西新井大師の風格ある景観を保全及び継承しまして、「和風」の意匠を意識した落ちついた雰囲気のまち並みづくりを図り、西新井大師の歴史と文化が感じられる景観形成を目標としております。

本計画地は門前エリアに位置しております。鉄骨造の 3 階建て、一戸建ての住宅・併用店舗の新築を計画しております。

2 ページ目は、各階の面積表でございます。

次の 3 ページ目は、周辺の現況写真、計画地の特性、コンセプトでございます。参道沿いの周辺店舗の 1 階部分は、外部空間が多く設けられ、参拝客の溜まりの空間となっております。本計画も、参道が広く、参拝客のにぎわいが参道全体に連続するよう計画しております。また、既存の建物と色彩や庇の高さなどを合わせつつ、和風建築の意匠を踏襲するよう計画しております。

続きまして、4 ページでございます。こちらは景観デザインガイドラインに対する対応内容となっております。色彩基準 V に適合するとともに、デザインガイドに従いまして、勾配屋根や庇の採用、縦格子を多く取り入れるなどの対応をしております。詳しくは図面やイメージ図でご説明いたします。

5 ページ目は、配置図となります。室外機等は参道側には配置しないよう、景観に配慮しております。

6 ページは、1 階平面図となります。参道側が店舗、東側が住居となっています。メー

ター類のみ参道側へ配置とする必要があるため、木の格子風カバーで目隠しするなど、計画をしております。住宅へのポーチ部分には、縦格子の門扉を設置いたします。また、門前エリア特有のルールである「参道の道路境界から 63 cm 壁面後退する」という件につきましては、そのルール以上に約 90 cm の後退をいたしております。また、店舗の外壁が約 90 cm 後退するということで、約 2 m の客溜まり空間を確保することによって、にぎわい空間の創出に貢献しております。

7 ページ、8 ページ目は、2 階、3 階の住居の平面図となります。

9 ページ目は、南側・東側の立面図です。バルコニーは、参道や周辺環境の配慮として、洗濯物や室外機など生活感の出るものにつきましては、外部から見えないよう縦の格子で隠すなどの対応をしております。

10 ページ目は、北側・西側立面図です。西側立面図が参道側になります。1 階の庇の高さを隣家と合わせる木製の屋根看板、のれん、軒下の電灯を採用しております。

11 ページ目は、東西方向で切った断面図でございます。

12 ページ目は、参道の写真に計画を立体的に取り入れたイメージパース図となります。建物の圧迫感を軽減しまして、参道から山門及び本堂の存在が際立つよう計画しております。

13 ページは、建物計画のイメージパースでございます。左側が当初の案、右側が専門部会の意見を反映した修正案となります。

主な変更箇所について、1 つ目は、庇の勾配が浅いとのこと指摘を受けまして、歩行者から瓦が見えやすくなるよう、勾配を 3 寸から 4.5 寸への変更。2 つ目は、屋根看板やその上の庇について再検討いたしまして、外壁面のバランスを整え、さらなるイメージとなるよう、屋根看板のサイズを大きくしまして、庇の形状を変更いたしました。3 つ目は、外壁の仕様について、目地割りなどのイメージをパース図に記載いたしました。4 つ目は、木の格子の色彩を明るい 5 YR 7/2 から 5 YR 3/2 へといたしまして、暗めの柿渋調の色合いとすることで、周辺環境と調和するよう配慮いたしました。

以上、部会意見も踏まえまして、一定の対応がなされたと判断し、令和元年 9 月に事前協議を完了いたしました。

報告1－2については以上でございます。

続きまして、報告2「事前協議案件の工事完了について」ご報告いたします。お手元の資料では、報告書の8ページでございます。

足立区景観条例に基づく事前協議を行った案件で、前回の審議会以降工事が完了した2件について、ご説明いたします。案件の概要については、報告書9ページに記載がございます。また、報告書10ページには、本計画地の位置を示しておりますので、あわせてご確認ください。

それでは1件目、報告2－1「(仮称)三井不動産ロジスティクスパーク川口新築工事」について、ご報告します。

お手元の資料、右上に「報告2－1」と書かれたA3資料をご覧ください。

本計画地は、新芝川と芝川に挟まれた敷地で、足立区と埼玉県川口市にまたがる都県境に位置している倉庫業を営む倉庫の新築工事でございます。足立区側の行政区域は、河川により飛び地となっております。

2ページ目は、竣工写真の撮影位置を示しております。ページの右側、駐車場やスロープのある赤線で囲まれている部分が、足立区の行政区域でございます。

3ページは、左側が計画当時のイメージパース、右側が同方向から撮影した竣工写真でございます。

4ページは、敷地内の写真でございます。左上の③につきましては川口市側の敷地内ですが、敷地の一部に地域の方が憩える広場を設けております。

報告2－1については以上です。

続きまして2件目、報告2－2「花畑団地K1街区施設計画(本社ビル)」について、ご報告いたします。

お手元の資料、右上に「報告2－2」と書かれたA3資料をご覧ください。

本計画地は、足立区北東部、花畑地区景観ガイドラインにおけるK1街区に位置し、周辺にはベルクス花畑中央店、花畑公園等があり、敷地の東側にはUR花畑団地(住宅地区)が隣接しております。本計画は、本社機能を集約した事務所と北側施設ベルクスモールアネックスという店舗の複合施設を建物コンセプトといたしております。

表紙をめくっていただきますと、見開きの2ページ目は、上段に計画時のパース、下段には同方向から撮影した竣工時の写真がご

ざいます。最後のページは、別方向からの外観写真と、これらの撮影方向の位置図がございます。

その中でも②、③、⑥、また1つ前のページの下段真ん中、北東側竣工写真を見ていただくとございます四阿(あずまや)につきましては、事前協議が完了した後の計画変更であったため、昨年8月の第3回景観形成調整部会で改めて報告させていただきましたが、施主のご要望によりまして、鹿島神宮から拝受した大鳥居の修繕に用いたご神木の根(御神根)を、敷地内に配置するという計画によって新たに設置したものでございます。

報告2－2については以上となります。
○倉田会長 それでは、ただいまの2件の報告につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

報告1は、審議結果についての報告でございました。それから報告2は、事前協議を受けて実際に工事が完了したものであるという報告ということでございます。いかがでしょうか。

どうぞ、工藤委員。
○工藤委員 三井不動産ロジスティクスパークの件なのですが、写真がよくわからないのですが、図面で見ると、結局、外周部のメッシュフェンスは植栽より外側の、いわゆる敷地境界線上にできてしまったのですね。写真が全然写っていないので、審議したはずなのだけでも、要望は聞いてもらえなかったのかなんていうのがちょっと、思い出すと、そういうことがあったのですけれども。

○山下景観計画係長 ロジスティクスパークにつきましては、工藤委員から前回ご指摘を受けたことがあったかと思います。今回パースがちょっと見えづらくなっているということでもあります。一度お伝えはさせていただきながら、工夫していただいた結果、ちょっと見えづらいかもしれませんが、この川から見た状態の内側、敷地の中で、ネットフェンスについて多少工夫をしながら竣工させていただいたというふうに聞いてございます。

○工藤委員 写真報告で全然それが見えていないので、どうなったのかなと思って。

○山下景観計画係長 申しわけありません。
○工藤委員 この報告を受理したのは、ちょ

っと不足分があるのかなと。一番の希望は、いわゆるまちのインターフェース上は、植栽が外側にあるほうが望ましいと。その内側にセキュリティ上のフェンスがあればベストだねという話があって、そこはもんでくれたかどうかはわからないのですけれども、今見る限りは、敷地境界線上にぐっと全部メッシュフェンスを張りめぐらしていますねということを、写真ではちょっと見えなかったものですから確認したかったです。

○山下景観計画係長 そのとおりでございます。一応このメッシュフェンスについては、工夫するよにということでお伝えをさせていただきました。その外周のフェンスにつきましては、ある程度低くし、また、そのメッシュフェンスの視界についても、ある程度工夫していただくということだったのですけれども、お見せできなくて申しわけありませんが、配置図のほうで記載されているとおりとなっているところでございます。説明不足でありますけれども、そんなところです。申しわけありません。

○工藤委員 後で現地へ行って見てみます。ありがとうございます。

○山下景観計画係長 申しわけありません。

○村田委員 私も一月前にたまたま近くを通りまして見てきましたが、写真でいう3番側のほうからは、フェンスは奥にありました。ただ、東側はたしか植栽帯はメッシュフェンスの奥側にあったような気がします。どちらに人が通るのかというと、なかなかあれなのですけれども、川から見る、船からはフェンスは余り気にならないかなと。人が一般的に通るような、散歩している人は川道を歩くと思うのですけれども、通常の道路側は、やはり一般的な、手前にフェンスだったと思っています。ごめんなさい。見る限りです。以上です。

○倉田会長 これは事務局のほうでも現地で確認されているのですか。

○山下景観計画係長 こちらは平成29年度ということではありますけれども、現地は確認しておりますが、当時の図面との整合については十分なご報告ができず、申しわけありませんでした。

○倉田会長 恐らくこれからも、いろいろそういうことはあると思います。事前協議の中で指摘されたことを全部そのように実現するかというふうには、必ずしもならないこと

もあるのではないかと思いますので、そういう意味では、ぜひそれもある意味で記録としても、どういうアドバイスなり、協議をし合った、それに対してどういう結果だったかということを、ドキュメントしておくことも必要ではないかなというふうに思いますので。

○中村都市計画課長 事務局のほうでも、部会でいただいたときのご意見が、今、会長がおっしゃっていただいたように、反映できる場所と反映できない場所が出てくるかと思いますけれども、そういったところをまた委員の皆さんにもお返しをさせていただいてということをしきんとさせていただきながら、誘導してまいりたいと考えてございます。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○乾委員 報告1-2です。西新井大師のところですか。うわさによると老人ホームができると聞いていたのですけれども、3階建ての一戸建てと店舗ということに変更になったのですか。

○中村都市計画課長 その場所は、今回の報告の北側の場所になるかと思います。今回はその南側のところでの計画ということでのご報告でございます。

○乾委員 老人ホームは以前どおりできるということですね。

○中村都市計画課長 そのとおりでございます。北側の建物については、特別景観形成地区の指定をされる前に施工がされているというところがございます。ただ、西新井大師の景観についての一定の配慮をしていたというところがございますけれども、今回初めて4月以降、特別景観形成地区に指定した以降の第1号ということで、この3階建ての建物について審議をしていたというところがございます。

○倉田会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、続いて「その他」について説明をお願いしたいと思います。

○中村都市計画課長 「その他」について、事務局からは特にございません。次第3、今回は事務局からありませんが、委員の皆様から何か特にございますでしょうか。

○倉田会長 何かございますか。

(「なし」の声あり)

○倉田会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議案審議は終了したいと思います。

これより会の進行を事務局をお願いしたいと思います。

○中村都市計画課長 倉田会長、議事進行ありがとうございました。

最後に、事務局からご連絡でございます。

本日お車で来られた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し付けください。

第6期の景観審議会委員によります景観審議会は本日が最後となります。

最後に、倉田会長より閉会のご挨拶を頂戴いただければと存じます。

○倉田会長 今日が第6期の景観審議会は最後だということですので、一言だけご挨拶させていただきます。

審議につきましては、委員の皆様にご協力いただきましてありがとうございます。先ほど、委員の皆さんからもご指摘がありましたように、景観というのはなかなかわかりにくい部分でありまして、必ずしも目に見えるところのお化粧だけではないというのが景観でもありまして、そういう意味では、景観に対する取り組みの成果が見えやすくなるには、まだ少し時間がかかるということも確かだと思っております。

景観計画策定から10年ということで、先ほども議題としてご説明がありましたけれども、現在、景観計画の改定を検討しております。実際に私自身も景観計画推進部会に参加していきまして、間違いなく景観計画策定の成果というのは出てきていると思います。特に今日も紹介がありましたように、景観の事前協議におきましては、部会のメンバーの皆さんからかなりの的確なアドバイスをいただいて、それが改善されたということも、ほとんどのプロジェクトではそういう形で進めておりますので、そういう点でも成果があらわれておりますけれども、一方で、やはり事前協議を行う中でのいろいろな課題というのも見えてきております。そういったところを今後も引き続き景観計画推進部会のほうで、より踏み込んだ議論をしていければなと思っておりますので、引き続きぜひ皆さんからのご協力を賜りたいと思っております。

第6期の景観審議会におきまして、皆様どうもありがとうございました。

○中村都市計画課長 ありがとうございます。

以上で第31回足立区景観審議会を閉会させていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。